

● 令和6年10月以降に満期を迎えるご契約者様へ

火災共済改定のご案内

いつも秋田県火災共済協同組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和6年10月以降共済始期の契約について、火災共済の制度改定を実施いたします。

本改定により、ご契約にあたって共済掛金や補償内容が変更となっている場合がございますので、今一度ご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

ご案内内容

- 1. 共済掛金の改定 (1)・(2)・(3)・(4) / 2. 補償の見直しのポイント

1. 共済掛金の改定

(1)自然災害増加を踏まえた共済掛金の改定

令和2年度までの自然災害の影響を反映した前回の改定から令和3年度以降も令和3年1月の寒波による大雪、令和3年7月・8月の大雨、令和4年6月のひょう災、台風14号・台風15号といった大規模な自然災害が発生し、自然災害のリスクが一層高まっていることから、共済掛金を改定しました。



火災共済にかかる損害率の推移



(2)水災掛金の細分化

台風（風災）や雪災などの料率は地域ごとに異なっている一方で、水災料率はこれまで地域ごとのデータが不十分であったことなどから全国一律となっていました。

近年、水災による損害が増加して掛金の値上げも続く中、地域間の水災リスクの違いによる掛金の公平化を図る必要があることから、市区町村別に水災料率の細分化を反映した掛金の改定を行いました。

水災料率細分化の内容

<地域の単位>

: 共済の対象となる建物が所在する市区町村別

<等地区分数>

: 水災共済掛金率が最も低いグループである「1等地」から最も高いグループである「5等地」の5区分

(等地区分設定は損害保険料率算出機構による)

*住宅建物で共済の対象が建物・家財の場合に水災料率の細分化の対象となります。

(一部対象外となる場合があります。)

(3)築浅割引率の改定

築年数の浅い建物のほうが、築年数が経過した建物よりリスクが低い実態にあります。

こうしたリスク較差を共済掛金に反映させるため、築年数が5年末満の築浅物件を対象とした割引率（建物のみ）を拡大しました。

割引率の拡大

現行		改定	
築 10 年未満	最大 60% 割引	築 5 年未満	最大 70% 割引
築 10 年以上 築 20 年未満	最大 30% 割引	築 5 年以上 築 10 年未満	最大 60% 割引
		築 10 年以上 築 20 年未満	最大 30% 割引

(4)築年数による係数の新設

建物の築年数の経過とともに共済金をお支払いするケースが多くなっていることから、よりリスクを反映した共済掛金とするため、「築年数 25 年以上または築年数不明」の建物に対し、「1.1」を乗じる築年数による係数（建物のみ）を新設しました。

2. 補償の見直しのポイント

(1)十分な補償のための評価額・共済金額の見直しのオススメ

近年、エネルギーや原材料の価格の上昇傾向が強まっています。また、建築資材の価格の高騰により建物の建築費があがっています。事故が発生した場合に損害額に対して共済金が不足する可能性があるため、評価額・共済金額の見直しをご検討ください。

十分な補償が受けられるよう、共済金額は評価額を基準にご加入ください。

(2)家財等の動産のご契約のオススメ

建物のみの契約では「家財」等の動産は補償されません。
別途、動産のご契約をご検討ください。

(3)地震補償・水災補償のオススメ

万が一に備え、地震（昭和 56 年 6 月以降に建築された建物が対象）や水災などの自然災害に対する補償をご検討ください。

(4)新総合火災・新価補償契約のオススメ

事故が発生した場合に損害額が再調達価額で補償される新総合火災や新価補償契約をご検討ください。



Web 約款のおすすめ

当組合では必要なときにいつでもご覧いただけるウェブサイトをご用意しています。お申し込み時に、約款をこの方式でご利用いただけます。

当組合では環境保護にもつながる Web 約款をおすすめしています。

○このご案内は、改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。

○ご不明な点につきましては、取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

○当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。

秋田県火災共済協同組合

010-0923 秋田市旭北錦町 1-47 県商工会館 7 階

TEL 018-864-3320 / FAX 018-864-3335

取扱代理所